

げ、殿上より修理職に賜ふ、仕丁等各庭上に出て拍之、十八日にも其式あり、

〔日次紀事正月〕十五日 上賀茂左義長今夜上賀茂太田前、并社家松下門前、爆左義長數基、地下人各巡、左義長而拍之、諸人群觀、

〔長祿二年以來申次記〕同正月十四日 一さぎつちやうの事及晚候て、馬場殿にてはやし申也、

三間御厩之御縁へ御成候而、辻ごしに被御覽之、すぐに常之御所へ還御成候也、上様は御所様さぎつちやう被御覽間に、常之御所へ還御成也、

同十五日 一爆竹共書之此爆竹は、今朝御對相過候て、則碗飯より以前之事也、御西向松の御庭にて、さぎつちやう囃申を、簾中より被御覽候、御供衆、申次衆、庭上に伺公也、

〔殿中申次記〕正月十四日 一左義長 一本 囃申之、

十五日 一左義長 五本、囃申之、被御覽、仍御太刀被下之、

〔日次紀事正月〕十五日 洛中家々左義長今曉爆之、爆了以、其焦餘竹插、厩内、然則其家無疫云、或爆貼、牛王并札、皆避疫之法也、

〔諸國年中行事大成正月〕十五日 爆竹并吉書揚略 洛中家々今曉竹を立、昨日迄飾たる注連

飾をたき吉書を焼く、其紙の灰空に飜るときは、手跡上達すと云、此時口々にとんど左義長と拍す、此火をもつて、今朝の小豆粥を煮、又餅を焼き食ふ、是を菱葩ほこらすといふ、又其爆す所の焦

餘る竹を、厩の内に挿ば、其家疫なしと、又其灰を屋敷の四面に散せば、蛇近づかずと云、大坂にては昨日より家々の注連飾を取て、河邊にこれを焼く、皆兒童の戯とす、田舎にては高サ二三間

の爆竹を作り爆す、攝州兵庫近郷には、昨夜土産神の社壇に、一村の者及び往還の旅人を引止め、燈火を消し、男女闇中に入亂れて一夜を明す事、大原の雜居寐に等しく、今朝大きな爆竹を建

て、西方へ引合ひ、引勝たる方は獵よしとて、大に悦ぶ事網引と等し、

〔故實拾要四〕正月 十八日爆竹 是去ル十五日、自山科家獻上ノ左義長、今日清凉殿ノ於南庭焼

十八日爆竹式